

財務諸表の様式等の変更について

香川県土木部土木監理課 契約・建設業グループ

建設業法施行規則の一部改正により、財務諸表の一部の様式、記載要領及び工事経歴書の記載要領が変更になりました。

1 変更様式・記載要領

様式		変更箇所	
		様式	記載要領
工事経歴書	様式第二号	－	有
貸借対照表	様式第十五号	法人	有
株主資本等変動計算書	様式第十七号	法人	－
注記表	様式第十七号の二	法人	有
損益計算書	様式第十九号	個人	有

2 施行日

令和4年3月31日

3 経過措置

改正後の建設業法施行規則別記様式第二号、第十七号の二及び第十九号は、令和3年4月1日以後に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべき工事経歴書、注記表及び損益計算書並びに比較注記表について適用します。

なお、令和3年4月1日より前に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべきものについては、従前の様式によることができます。

4 変更点

(1) 工事経歴書（様式第二号）

【記載要領】

3(1)① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事及び未成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請

負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。

(2) 貸借対照表（様式第十五号）

【様式】

「資産の部」流動資産 繰延税金資産」及び「負債の部」流動負債 繰延税金負債」の削除

【記載要領】

13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。

(3) 株主資本等変動計算書（様式第十七号）

【様式】

「新株申込証拠金」の欄を追加

(4) 注記表（様式第十七号の二）

【様式】

「4-2 会計上の見積もり」及び「17-2 収益認識関係」の追加

「8（1）工事進行基準による完成工事高」の削除

【記載要領】

1 記載を要する注記に追加

	株式会社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
<u>4-2 会計上の見積もり</u>	○	×	×	×
<u>17-2 収益認識関係</u>	○	×	×	×

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。

① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点

③ ①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

注4-2 次に掲げる事項を記載する。

(1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のある

もの

(2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の

(1) に掲げる項目に計上した額

(3) (2) に掲げるもののほか、(1) に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

注8

(1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注17-2 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。

① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

② 収益を理解するための基礎となる情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

なお、①から③までに掲げる事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。

注18 注1から注17-2に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

(5) 損益計算書（様式第十九号）

【様式】

注 工事進行基準による完成工事高を削除

【記載要領】

~~8 注は、工事進行基準による完成工事高が「完成工事高」の総額の10分の1を超える場合に記載すること。~~